

令和3年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

名古屋大学

令和4年3月

令和5年3月追記

令和7年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	・ ・ ・ ・ ・	3
領域2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	・ ・ ・ ・ ・	9
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	・ ・ ・ ・	13
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	・ ・ ・ ・ ・	16
領域5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	・ ・ ・ ・ ・	18
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	・ ・ ・ ・ ・	20
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

（5） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

（6） 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤 子	学校法人聖心女子学院常務理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
◎ 土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
井 関 尚 一	公立小松大学教授
石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井 上 美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩 坂 直 人	東京海洋大学教授
大久保 功 子	東京医科歯科大学教授
小 内 透	札幌国際大学特任教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
岸 本 喜久雄	東京工業大学名誉教授
下 條 文 武	新潟薬科大学長
○ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
齋 藤 一 弥	筑波大学教授
佐 藤 信 行	中央大学教授
佐 藤 裕 之	弘前大学教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
生源寺 眞一	福島大学教授
白 石 小百合	横浜市立大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長

竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
谷 口 功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	千葉大学名誉教授
戸田山 和 久	名古屋大学教授
西 尾 章治郎	大阪大学総長
西 原 達 次	九州歯科大学理事長・学長
西 村 伸 一	岡山大学教授
野 口 哲 子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇 一	横浜国立大学名誉教授
花 泉 修	群馬大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 内 進	松山大学教授
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 極 壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山 口 佳 三	京都大学監事

(第2部会)

石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市 川 元 基	信州大学副学長
伊 東 幸 宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンバレーセンター長
岩 渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大 城 肇	琉球大学特別顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
木 部 暢 子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小 山 清 人	山形大学名誉教授
清 水 美 憲	筑波大学教授
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 島 節 子	大阪大学名誉教授
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
野 田 泰 子	自治医科大学教授
前 田 芳 實	鹿児島大学名誉教授
三 矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
瀧 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

名古屋大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 医学部医学科では研究医志向の学生による医学部学生研究会を組織し、兼任教員 4 人、専任教員（助教）1 人、事務補佐員 1 人の体制でラボツアー、メディカルサイエンスカフェ、進捗報告会、国内・海外派遣、全国リトリート等の取組を実施し、1 年次生に対し研究への参加及び 2 年次生から 6 年次生までの研究活動を行っている学生をサポートしている。また、毎年 20 人以上の学生がジョンスホプキンス大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウィーン大学（オーストリア）、フライブルク大学（ドイツ）等交流協定を締結している海外の大学において臨床実習を行っている。派遣前には若手医師が英語での医療面接法等について約 10 回の準備教育を行い、充実した実習が行える体制を整備している。（基準 6－5）
- 生命農学研究科では、優秀な若手研究者や研究発表に対して贈られる各種の賞を受賞した大学院学生数は、平成 28 年以降、毎年度 30 人以上、コロナ禍の影響を受けていくつかの学会が開催されなかった令和 2 年度においても 23 人であった。（基準 6－8）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、法学研究科専門職学位課程について、直近の分野別認証評価の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

（追記 令和 5 年 3 月）

基準 5－3

- 「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、法学研究科実務法曹養成専攻においては令和 4 年度に改善されている。

(追記 令和7年3月)

基準5－3

- 「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点について、理学研究科博士後期課程においては令和6年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 9 学部及び 13 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・文学部（1 学科：人文学科）
- ・教育学部（1 学科：人間発達科学科）
- ・法学部（1 学科：法律・政治学科）
- ・経済学部（2 学科：経済学科、経営学科）
- ・情報学部（3 学科：自然情報学科、人間・社会情報学科、コンピュータ科学科）
- ・理学部（5 学科：数理学科、物理学科、化学科、生命理学科、地球惑星科学科）
- ・医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・工学部（7 学科：化学生命工学科、物理工学科、マテリアル工学科、電気電子情報工学科、機械・航空宇宙工学科、エネルギー理工学科、環境土木・建築学科）
- ・農学部（3 学科：生物環境科学科、資源生物科学科、応用生命科学科）

[大学院課程]

- ・人文学研究科（博士前期課程 1 専攻：人文学専攻、博士後期課程 1 専攻：人文学専攻）
- ・教育発達科学研究科（博士前期課程 2 専攻：教育科学専攻、心理発達科学専攻、博士後期課程 2 専攻：教育科学専攻、心理発達科学専攻）
- ・法学研究科（博士前期課程 1 専攻：総合法政専攻、博士後期課程 1 専攻：総合法政専攻、専門職学位課程 1 専攻：実務法曹養成専攻）
- ・経済学研究科（博士前期課程 2 専攻：社会経済システム専攻、産業経営システム専攻、博士後期課程 2 専攻：社会経済システム専攻、産業経営システム専攻専攻）
- ・情報学研究科（博士前期課程 6 専攻：数理情報学専攻、複雑系科学専攻、社会情報学専攻、心理・認知科学専攻、情報システム学専攻、知能システム学専攻、博士後期課程 6 専攻：数理情報学専攻、複雑系科学専攻、社会情報学専攻、心理・認知科学専攻、情報システム学専攻、知能システム学専攻）
- ・理学研究科（博士前期課程 3 専攻：素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻、生命理学専攻、博士後期課程 4 専攻：素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻、生命理学専攻、名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻）
- ・医学系研究科（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士前期課程 1 専攻：総合保健学専攻、博士課程 4 専攻：総合医学専攻、名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻、名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻、名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻、博士後期課程 1 専攻：総合保健学専攻）

- ・工学研究科（博士前期課程 17 専攻：有機・高分子化学専攻、応用物質化学専攻、生命分子工学専攻、応用物理学専攻、物質科学専攻、材料デザイン工学専攻、物質プロセス工学専攻、化学システム工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、情報・通信工学専攻、機械システム工学専攻、マイクロ・ナノ機械理工学専攻、航空宇宙工学専攻、エネルギー理工学専攻、総合エネルギー工学専攻、土木工学専攻、博士後期課程 17 専攻：有機・高分子化学専攻、応用物質化学専攻、生命分子工学専攻、応用物理学専攻、物質科学専攻、材料デザイン工学専攻、物質プロセス工学専攻、化学システム工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、情報・通信工学専攻、機械システム工学専攻、マイクロ・ナノ機械理工学専攻、航空宇宙工学専攻、エネルギー理工学専攻、総合エネルギー工学専攻、土木工学専攻）
- ・生命農学研究科（博士前期課程 4 専攻：森林・環境資源科学専攻、植物生産科学専攻、動物科学専攻、応用生命科学専攻、博士後期課程 6 専攻：森林・環境資源科学専攻、植物生産科学専攻、動物科学専攻、応用生命科学専攻、名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻、名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻）
- ・国際開発研究科（博士前期課程 1 専攻：国際開発協力専攻、博士後期課程 1 専攻：国際開発協力専攻）
- ・多元数理科学研究科（博士前期課程 1 専攻：多元数理科学専攻、博士後期課程 1 専攻：多元数理科学専攻）
- ・環境学研究科（博士前期課程 3 専攻：地球環境科学専攻、都市環境学専攻、社会環境学専攻、博士後期課程 3 専攻：地球環境科学専攻、都市環境学専攻、社会環境学専攻）
- ・創薬科学研究科（博士前期課程 1 専攻：基盤創薬学専攻、博士後期課程 1 専攻：基盤創薬学専攻）

平成 26 年度に、「有機化学」・「生物科学」・「構造生物学」の各専門性の深化並びに先端医薬と医療、製薬産業に関わる幅広い知識の獲得及び国際レベルで活躍できる融合型創薬基盤研究の自立遂行能力を涵養し、創薬及び関連領域における先端的創薬研究を先導する博士研究者を養成するために、創薬科学研究科基盤創薬学専攻に博士後期課程を設置している。

平成 27 年度に、アジア太平洋地域の拠点において、豊かな人間性、高い倫理性、科学的論理性を備え、創造力に富み、多様な学問的素養を身に付け、国際的共同研究を推進し、医学と人類の福祉の発展に著しく貢献できる人材を養成するために、医学系研究科に名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻を設置している。

平成 28 年度に、自然科学の真理を探究し、新しい価値を創造しながら、人類と地球の豊かな未来に貢献することができるグローバル人材を養成するために、理学研究科に名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻を設置している。

平成 29 年度に、福祉国家として傑出したヨーロッパの拠点において、高度な専門性と学識を備え、解決の道筋を見つけるデザイン力に富み、異なる文化を理解できる国際性を備え、国際的共同研究を推進し、医学と人類の福祉の発展に積極的に貢献できる人材を養成するために、医学系研究科に名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻を設置している。

平成 29 年度に、発展しつつある工学を修得し、工学的手法を駆使して、目標を効果的に達成するプロジェクトリーダーとしての能力のある人材の養成の一層の推進のため、工学研究科を改組し、有機・高分子化学専攻、応用物質化学専攻、生命分子工学専攻、応用物理学専攻、物質科学専攻、

材料デザイン工学専攻、物質プロセス工学専攻、化学システム工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、情報・通信工学専攻、機械システム工学専攻、マイクロ・ナノ機械理工学専攻、航空宇宙工学専攻、エネルギー理工学専攻、総合エネルギー工学専攻、土木工学専攻を設置している。

平成 29 年度に、工学を拓くための学力及び資質・能力を備え、科学に対する強い興味を基に社会に貢献する人材の養成の一層の推進のために、工学部を改組し、化学生命工学科、物理工学科、マテリアル工学科、電気電子情報工学科、機械・航空宇宙工学科、エネルギー理工学科、環境土木・建築学科を設置している。

平成 29 年度に、情報科学技術に関する最新の知識に加えて、自然・人間・社会等の実世界についての深い理解に基づき、情報科学技術と実世界を繋いで、価値創造をデザインするとともに、それを実世界で実現していく人材を養成するために、情報学研究科を設置している。

平成 29 年度に、情報科学技術に関する基礎知識・適用能力と、自然・社会等をシステムとして普遍的に理解する能力を涵養することにより、システム思考に基づいて人類の直面する課題を解決し、新しい価値を生み出せる人材を養成するために、情報学部を設置している。

平成 29 年度に、人文諸学に関する深い学識と幅広い理解を基盤とし、日本及び世界で活躍できる研究者・高度専門職業人及び高い言語能力と優れた異文化理解力を兼ね備え、国際社会及び地域社会の諸問題に対応できる人材及び高い言語能力と優れた異文化理解力を兼ね備え、日本及び世界で活躍できる研究者を養成するために、人文学研究科を設置している。

平成 30 年度に、産官学が協力して研究を推進するヨーロッパの拠点において、高度な専門性と学識を備え、解決の道筋を見つけるデザイン力に富み、異なる文化を理解できる国際性を備え、学術分野横断的な感性を持って国際的共同研究を推進し、EU と日本を結ぶ研究リーダーとなる人材を養成するために、医学系研究科に名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻を設置している。

平成 30 年度に、国際社会・各国政府・地域社会・市民が直面する多様な開発課題を社会科学の理論と手法を用いて学際的かつ実証的に分析し、政策立案とその実施過程に貢献できる人材及び大学・シンクタンクに所属する研究者や国際機関・各国政府機関等において中枢を担う行政官等で、国際社会が抱える諸課題を学際的かつ実証的に分析し、政策立案とその実施過程において高度に知的な貢献を果たすことのできる専門職人材を養成するために、国際開発研究科に国際開発協力専攻を設置している。

平成 30 年度に、農学的な知識や様々な実験手法を習得するだけでなく、異文化適応能力や問題解決能力に優れた博士人材を養成するために、名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻を、基礎科学の知識の上に立ち、「農学のフロンティア」として、「食・環境・健康」に関する次世代の科学と技術を創造する能力を有し、豊かな学識、国際的かつ複眼的な視野をあわせもった先導的な人材を養成するために、森林・環境資源科学専攻、植物生産科学専攻、動物科学専攻、応用生命科学専攻を生命農学研究科に設置している。

令和元年度に、基礎研究を補完するとともに応用・実証研究を発展させ、気候変動が及ぼす地球規模の農業生態系の諸問題を解決し、持続可能な農業を目指した実証研究を展開することで、世界屈指の先端研究の実現及び研究力並びに教育力の国際的評価を獲得し、大学の国際的発信力と競争力の向上を図るために、生命農学研究科に名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻を設置している。

令和 2 年度に、医療技術の理論と実践を科学的に追及する医療技術科学を学問領域として確立さ

せ、その科学、技術学及び実践技術を研究・教授し、幅広い基礎と高度な専門知識及び問題解決能力、感性ある人間性豊かな資質を備えた医療技術者、教育者及び研究者を養成するために、医学系研究科に総合保健学専攻を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、人文学研究科、教育発達科学研究科、法学研究科、経済学研究科、情報学研究科、理学研究科、医学系研究科、工学研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、各研究科については研究科長を置いている。ただし、医学部においては、医学科は医学部長並びに保健学科は保健学科長を教育課程の責任者としている。また、医学系研究科においては、医学領域は医学系研究科長並びに保健学領域は医学系研究科副研究科長（総合保健学統括専攻長）を教育課程の責任者としている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部・研究科に教授会を置いている。

各教授会は以下のとおり構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

文学部教授会は人文学研究科専任の教授、任期付き教員以外の准教授及び講師、人文学研究科附属人類文化遺産テキスト学研究センター及び超域文化社会センター専任の教授、准教授及び講師並びに他研究科の文学部兼務の教授、准教授及び講師から構成される。

人文学研究科教授会は人文学研究科専任の教授、任期を定めて雇用された教員以外の准教授及び講師、人文学研究科附属人類文化遺産テキスト学研究センター及び超域文化社会センター専任の教授、准教授及び講師並びに協力講座（応用日本語学分野・専門）の教授、准教授及び講師並びに人文学研究科教授会が特に必要と認めた者から構成される。

教育学部教授会及び教育発達科学研究科教授会は教育発達科学研究科に置かれる基幹講座の専任の教授、准教授及び講師並びに心の発達支援研究実践センターのこころの育ちと家族分野及びこころと社会のつながり分野の教授、准教授及び専任講師並びに研究科教授会が必要と認めた者から構成される。

法学部教授会は実務家教員を含む大学院法学研究科専任の教授及び准教授、法政国際教育協力研究センター専任の教授及び准教授で、学部兼務の者、他研究科等の専任の教授及び准教授で、学部兼務の者及びその他教授会が特に必要と認めた者から構成される。

法学研究科教授会は法学研究科所属の教授及び准教授から構成される。

経済学部教授会及び経済学研究科教授会は常勤の併任者を含む、経済学研究科専任の教授、准教授及び講師並びに経済学研究科附属国際経済政策研究センター専任の教授、准教授及び講師から構成される。

情報学部教授会は情報学部の教育を担当するために情報学部を兼務する教授、准教授及び講師並びに情報学部の教育を担当する教授、准教授及び講師のうち情報学部教授会が適当と認めた者から構成される。ただし、学部長候補者及び学科長の選考に関する事項並びに学部に係る大学教員の人事に関する事項を審議する場合は前述した構成員のうち、教授のみを構成員とする。

情報学研究科教授会は情報学研究科の基幹講座及び協力講座に属する教授、准教授及び講師並びに附属施設の専任の教授、准教授及び講師から構成される。ただし、研究科長及び副研究科長の選考に関する事項並びに研究科に係る大学教員の人事に関する事項を審議する場合は、情報学研究科の専任教授及び研究科を兼務する未来社会創造機構に属する専任教授を構成員とする。

理学部教授会は理学研究科に属する教授、理学研究科附属の教育研究施設に属する教授、素粒子宇宙起源研究所に属する教授、トランスフォーマティブ生命分子研究所に属する教授で理学部教授会が適当と認めた者、理学部の教育を担当する学内共同教育研究施設の教授で理学部教授会が適当と認めた者、多元数理科学研究科に属する教授の代表者、宇宙地球環境研究所に属し、理学部の教育を担当する教授、環境学研究科地球環境科学専攻の地球惑星科学系に属する教授及び同専攻の大気水圏科学系に属する教授のうちから2人、創薬科学研究科に属する教授で理学部の教育を担当し、理学部教授会が適当と認めた者及び統合生命医科学糖鎖研究センターに属する教授で、理学部教授会が適当と認めた者から構成される。

理学研究科教授会は理学研究科に属する教授、理学研究科附属の教育研究施設に属する教授、素粒子宇宙起源研究所に属する教授、トランスフォーマティブ生命分子研究所に属する教授で理学研究科教授会が適当と認めた者、理学研究科の教育を担当する学内共同教育研究施設の教授で理学研究科教授会が適当と認めた者及び統合生命医科学糖鎖研究センターに属する教授で理学研究科教授会が適当と認めた者から構成され、理学研究科の運営に関する事項のうち、主に人事に関する事項を審議している。入学及び修了等の事項については、理学研究科に属する教授、理学研究科附属の教育研究施設に属する教授、素粒子宇宙起源研究所に属する教授、トランスフォーマティブ生命分子研究所に属する教授で理学研究科委員会が適当と認めた者、理学研究科の教育を担当する学内共同教育研究施設の教授で理学研究科委員会が適当と認めた者、宇宙地球環境研究所に属し、理学研究科の教育を担当する教授、未来材料・システム研究所に属し、理学研究科の教育を担当する教授及び統合生命医科学糖鎖研究センターに属する教授で理学研究科委員会が適当と認めた者から構成される理学研究科委員会で審議している。

医学部教授会は医学系研究科に置く基幹講座及び医学系研究科附属施設の専任教授、医学部附属病院卒後臨床研修・キャリア形成支援センター看護キャリア支援室の教授（以下、看護キャリア支援室教授とする。）を除いた医学部附属病院の専任教授、医学系研究科国際連携室の専任教授並びに医学系研究科総合保健学専攻の協力講座の脳とこころの科学講座の専任教授から構成される。なお、学部教授会の円滑な運営を図るため、医学部教授会に学科会議を置き、審議事項の一部を審議

させることができ、学科会議での議決をもって学部教授会の議決とすることができるとしている。

医学系研究科教授会は医学系研究科に置く基幹講座及び研究科附属施設の専任教授、看護キャリア支援室教授を除いた医学部附属病院の専任教授、研究科の総合保健学専攻の協力講座の脳とこころの科学講座の専任教授及び研究科国際連携室の専任教授を構成員とする。なお、代議員会として、医学専門会議及び保健学専門会議を置き、両会議の議決をもって、研究科教授会の議決としている。医学系研究科医学専門会議は医学系研究科の総合医学専攻に置く基幹講座及び研究科附属施設の専任教授、看護キャリア支援室教授を除いた医学部附属病院の専任教授、研究科国際連携室の専任教授、医学系研究科保健学専門会議は医学系研究科総合保健学専攻に置く基幹講座及び総合保健学専攻の協力講座の脳とこころの科学講座の専任教授から構成される。

工学研究科・工学部教授会は工学研究科及び工学部の専任教授、准教授及び講師並びに他の研究科等の専任教授、准教授及び講師のうち特に必要と認められた者から構成される。

農学部教授会は生命農学研究科に所属する教授から構成される。

生命農学研究科教授会は生命農学研究科の教授及び生命農学研究科の協力講座に所属する教授から構成される。

国際開発研究科教授会及び国際開発研究科拡大教授会は助教及び助手を除いた基幹講座の教員及び国際化推進教員である講師並びに各教授会が承認した者から構成される。国際開発研究科教授会は教員の選考に関する事項、予算及び決算に関する事項、教育研究組織に関する事項、将来計画に関する事項、研究科長候補者、評議員候補者及び副研究科長候補者の選考に関する事項、規程、内規等の制定又は改廃に関する事項、その他国際開発研究科に関する重要事項を審議し、国際開発研究科拡大教授会は学位授与に関する事項、学生の身分に関する事項、単位の認定及び修了に関する事項、学生の厚生補導に関する事項、協力講座教員に関する事項、その他国際開発研究科の教育に関する重要事項を審議している。

多元数理科学研究科教授会は多元数理科学研究科の教授から構成される。ただし、教員人事に関する事項については、多元数理科学研究科の准教授及び講師を加えることができるとしている。

環境学研究科教授会は環境学研究科の教授、准教授及び講師並びに協力講座の教授、准教授及び講師から構成される。ただし、教員人事に関する事項は教授、研究科規程その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項及び研究科の将来計画、予算、決算等に関する事項は教授、准教授及び講師で審議している。

創薬科学研究科教授会は創薬科学研究科の専任の教授、准教授及び講師から構成される。ただし、研究科長候補者及び評議員並びに副研究科長候補者の選考に関する事項を審議する場合は、協力講座教員（細胞生理学センター）を構成員から除くとしている。

各教授会は、令和2年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究に関する重要事項を審議する機関として、名古屋大学に教育研究評議会を設置している。教育研究評議会は、東海国立大学機構の長（以下、東海国立大学機構長とする。）、総長、東海国立大学機構長又は総長が指名する常勤理事、統括副総長、総長が指名する副総長、研究科長、教養教育院長、高等研究院長、附置研究所長、医学部附属病院長、男女共同参画センター長、総合保健体育科学センター長に加え、国際機構等の教授のうちから1人、また、学術研究・産学官連携推進本部等の教授のうちから1人、その他女性教員のうち教育研究評議会が必要と認めた者から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

総長を統括責任者とし、評価を担当する副総長を自己点検・評価の責任者及びそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。自己点検・評価及び改善・向上活動の実施にあたっては、責任者である評価を担当する副総長の下、各副総長がそれぞれの所掌する領域に関して取り組むものとしている。この体制における中核的な審議機関は教育研究評議会であり、内部質保証実施要項において、教育活動・教育課程、学生支援、学生受入、施設設備、情報、図書各領域に関する活動について、継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上を行うこととしている。各領域の内部質保証に係る体制は次のとおりである。教育活動・教育課程は教育研究上の基本組織及び教育分科会、教育基盤連携本部会議並びに全学教育企画委員会が連携、協力、補完して実施する。学生支援は教育担当副総長及び学生支援担当副総長が連携、協力、補完して実施する。学生受入は教育研究上の基本組織、教育分科会、入学試験委員会、国際戦略分科会及び教育基盤連携本部会議が連携、協力、補完して実施する。施設設備はキャンパスマネジメント推進本部会議及び教育研究上の基本組織において実施する。情報は情報連携推進本部会議において実施する。図書は附属図書館図書館委員会において実施する。将来構想分科会の下に置かれた計画・評価部会において、これらの自己点検・評価の結果をとりまとめ、点検・確認を行っている。

なお、自己評価書提出時点には、これらの内部質保証に係る体制が明瞭ではなかったが、令和 3 年 12 月までに内部質保証に関する申し合わせを定め、明文化している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

文学部においては、文学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学部においては、教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

法学部においては、法学部長を責任者としてその質保証を行っている。

経済学部においては、経済学部長を責任者としてその質保証を行っている。

情報学部においては、情報学部長を責任者としてその質保証を行っている。

理学部においては、理学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部医学科においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部保健学科においては、保健学科長を責任者としてその質保証を行っている。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

農学部においては、農学部長を責任者としてその質保証を行っている。

人文学研究科においては、人文学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

教育発達科学研究科においては、教育発達科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

法学研究科総合法政専攻においては、法学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

法学研究科実務法曹養成専攻においては、法科大学院長を責任者としてその質保証を行っている。

経済学研究科においては、経済学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

情報学研究科においては、情報学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

理学研究科においては、理学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学系研究科（医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻）においては、医学系研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学系研究科（総合保健学専攻）においては、医学系研究科副研究科長（総合保健学統括専攻長）を責任者としてその質保証を行っている。

工学研究科においては、工学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

生命農学研究科においては、生命農学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

国際開発研究科においては、国際開発研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

多元数理科学研究科においては、多元数理科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

環境学研究科においては、環境学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

創薬科学研究科においては、創薬科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設、設備及び学習環境については、施設担当副総長を責任者としてキャンパスマネジメント推進本部会議及び教育研究上の基本組織が、情報設備については、情報システム担当副総長を責任者として情報連携推進本部会議が、附属図書館については、図書館担当副総長を責任者として附属図書館図書館委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する申し合わせによって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援については、教育担当副総長及び学生支援担当副総長を責任者として、全学的な承認及び周知が必要な事項については教育分科会が、それ以外の事項は本部学生生活委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する申し合わせによって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生受入については、教育担当副総長及び入試担当副総長を責任者として、全学的な承認及び周知が必要な事項については教育分科会が、それ以外の事項は、入学試験委員会、国際戦略分科会及び教育基盤連携本部会議が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する申し合わせによって定めている。

なお、自己評価書提出時点には、これらの役割分担が明瞭ではなかったが、令和3年12月までに内部質保証に関する申し合わせを定め、明文化している。

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順については、教育分科会において実施方針を定めている。令和元年度においては、教育分科会が全部局から教育の質保証チェックシートの

提出を求め、その分析等を基に令和2年度における学習成果の評価方法及び学位授与方針の見直し方針を全部局に示している。

すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを内部質保証に関する申し合わせに定めている。

また、学生支援、学生受入、施設設備についても同様に、内部質保証に関する申し合わせに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取についても、内部質保証に関する申し合わせに定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置については、評価を担当する副総長が、総長の指示に基づき自己点検・評価結果を踏まえて立案・提案する手順、対応措置の計画を示すこととしている。また、その計画に基づいた実施の進捗状況については、将来構想分科会の下での計画・評価部会において点検を行い、将来構想分科会の了承を経て評価を担当する副総長が教育研究評議会において総長に報告することとしている。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和3年12月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究組織の新設等の重要な改編等については、教育研究評議会の審議事項として教育研究組織の改編は明示されていないが、教育研究評議会で審議して、役員会で決定することとしている。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあって、東海国立大学機構大学教員選考基準全学人事プロセス委員会規程、東海国立大学機構大学教員選考基準を定めるとともに、各部局の教員専攻内規、申合せ等に基づき、面接、書類審査、業績審査、模擬授業等により別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

教員の教育活動、研究活動及びその他の活動については、大学教員個人評価実施要項を定め、教員の個人評価に関する基本方針、年俸制適用教員の業績評価に関する基本方針に基づいて毎年度評価を実施している。

評価の結果については、大学教員個人評価実施要項に基づき、勤勉手当、昇給、業績給等の教員の処遇に反映するなど、別紙様式2-5-3のとおり反映している。また、評価の結果、要努力となった教員の処遇についても改善指導を行う等の取り決めを行っている。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、岐阜大学とのFD、遠隔授業に関するFD、新教務システムシラバス入力研修等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員を全学的に配置している。また、TA等教育補助者を文学部、教育学部、法学部、情報学部、理学部、工学部、農学部、人文学研究科、教育発達科学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科に配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、教務学生事務担当者実務研修、名古屋大学技術研修会、化学物質取扱者講習会、オープンアクセス新任担当者研修、東海地区大学図書館協議会研修会、全学教育科目担当ティーチング・アシスタント研修を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

名古屋大学を設置する東海国立大学機構（以下、東海機構とする。）に管理運営組織として役員会、経営協議会を設けている。

役員会は、東海国立大学機構長及び理事により構成され、国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、東海機構が設置する国立大学の学部、研究科、学科、専攻その他の重要な組織及び東海機構が設置する東海機構全体の教育研究を推進又は支援する組織（機構教育研究推進等組織）の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、東海国立大学機構長、大学総括理事、東海国立大学機構長が指名する常勤理事、東海国立大学機構長が指名する職員、東海機構の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及び個人情報保護は管理部総務課、公益通報者保護は監査室、ハラスメント防止は管理部人事労務課、安全保障輸出管理は学術研究・産学官連携推進本部及び研究協力部、生命倫理及び動物実験は研究協力部研究企画課が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は管理部総務課及び施設課、情報セキュリティは情報連携推進本部情報セキュリティ室、研究費等の不正使用防止は監査室及び研究協力部、研究上の不正行為は研究協力部研究企画課、学生危機対応は管理部総務課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織として、別紙様式 3-3-1 のとおり、管理部（常勤 145 人、非常勤 146 人、内、東海機構の職員は常勤 37 人、非常勤 7 人）、教育推進部（常勤 216 人、非常勤 225 人、内、東海機構の職員は常勤 11 人）、研究協力部（常勤 53 人、非常勤 57 人、内、東海機構の職員は常勤 5 人、非常勤 1 人）、情報推進部（常勤 15 人、非常勤 34 人）、附属図書館事務部（常勤 51 人、非常勤 68 人、内、東海機構の職員は常勤 12 人）、文系事務部（常勤 39 人、非常勤 44 人）、情報学部・情報学研究科事務部（常勤 12 人、非常勤 17 人）、理学部・理学研究科・多元数理科学研究科事務部（常勤 30 人、非常勤 34 人）、医学部・医学系研究科事務部（常勤 174 人、非常勤 131 人）、工学部・工学研究科事務部（常勤 42 人、非常勤 41 人）、農学部・生命農学研究科事務部（常勤 19 人、非常勤 13 人）、環境学研究科事務部（常勤 8 人、非常勤 10 人）、創薬科学研究科・細胞生理学研究センター事務部（常勤 5 人、非常勤 1 人）、研究所総務課（常勤 11 人、非常勤 14 人）、総合保健体育科学センター（常勤 1 人、非常勤 8 人）、経理事務センター（東海機構の常勤 57 人、非常勤 94 人）、大学文書資料室（東海機構の非常勤 5 人）を設置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が総務分科会、名古屋大学将来構想分科会、教育分科会、研究戦略・社会連携推進分科会、国際戦略分科会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、新規採用職員フォローアップ研修（22 人参加）、タイムマネジメント研修（26 人参加）、TOEIC 対策研修（12 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査要項に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、監事監査要領に基づき、財産の保全及び

経営効率の向上を図り監事監査を行っている。監査室長は、監事監査計画を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室が三様監査情報交換会を、また、東海国立大学機構長、監事、名古屋大学理事、岐阜大学長及び会計監査人等が東海国立大学機構長ディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。自己評価書提出時点には、一部の教員の学位及び業績が公表されていなかったが、令和 3 年 12 月までに公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

東山キャンパス（名古屋市千種区）、鶴舞キャンパス（同市昭和区）及び大幸キャンパス（同市東区）の 3 キャンパスを有し、その校地面積は計 752,779 m²、校舎等の施設面積は計 463,980 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、医学部及び医学系研究科は専門の授業を主に鶴舞キャンパス又は大幸キャンパスにおいて実施しており、学生移動を最小限にするために、原則として、全学教育と専門教育を実施する曜日を別に設定する等の工夫を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4－1－2 のとおり設置している。

施設・設備の耐震化については、根拠資料 4-1-3-03 では 99.4%とあるが、令和 2 年中に建物の取り壊しが完了したため、別紙様式 4－1－3 のとおり、耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、スロープ、自動ドア、オストメイト対応トイレを設置する等、配慮している。安全防犯面については、全キャンパスに防犯カメラを設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内 L A Nに接続され、全学的な利用を目的としたパソコンを約 1,100 台整備し、活用している。

附属図書館については、中央図書館並びに学部、学科、研究所及びセンター等の図書室は東山キャンパス、医学部分館は鶴舞キャンパス、医学部分館保健学図書室は大幸キャンパス内に設置しており、延面積 28,739 m²、閲覧座席数は 2,072 席である。原則として平日は中央図書館は 8 時から 22 時、医学部分館は 9 時から 20 時、医学部分館保健学図書室は 9 時から 19 時 50 分まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 3,323,278 冊、学術雑誌 55,131 種、電子ジャーナル 26,142 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4－1－6 のとおり、ディスカッションルーム、セミナールーム、情報演習室等が整備されている。

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援センター学生相談・共修推進室、保健管理室、学生支援センターキャリアサポート室を設置し、別紙様式 4－2－1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止対策規程等に基づき、ハラスメント相談センターが相談窓口となり、ハラスメント防止対策委員会と連携しハラスメント防止の

ための研修活動を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

117 団体が課外活動を行っており、物品援助等の支援を受けている。

留学生への生活支援等は、国際教育交流センターアドバイジング部門、教育推進部学生交流課及び各部局に留学生相談室を設置し、新入外国人留学生を対象としたオリエンテーションの実施、留学生に役立つ情報を網羅した留学生ハンドブックの作成、配布、相談対応を行うなど、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、合理的配慮、心理検査、特性を理解し強みを伸ばすイベントや活動の実施等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金、入学料の免除、寄宿舎である国際嚶鳴館及び国際交流会館の整備等を行っている。大学独自の奨学金としては、下駄の鼻緒奨学金、ホシザキ奨学金、G30 名古屋大学国際プログラム群学部奨学金を整備している。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

なお、自己評価書提出時点には、法学部、工学部、人文学研究科、教育発達科学研究科博士後期課程、法学研究科総合法政専攻、理学研究科博士前期課程生命理学専攻、理学研究科博士後期課程、国際開発研究科博士前期課程、多元数理科学研究科博士後期課程及び環境学研究科博士後期課程の学生受入方針において、入学前に学習しておくことが期待される内容が、医学部保健学科の国費外国人留学生入試及び外国政府派遣留学生入試等、法学研究科実務法曹養成専攻、理学研究科博士後期課程、医学系研究科医学領域及び工学系研究科の学生受入方針において、入学者選抜の基本方針が明示されていなかったが、令和4年1月までに明示している。

基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5－2－1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入学試験委員会、学力検査委員会を置いている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組は行われている。例えば、令和元年度入試の結果について、役員懇談会において入学定員充足率を分析し、役員会において報告された。その後、大学院の入学定員充足率の低下について、該当する研究科へ原因追求と改善の指示を出している。

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5－3を満たしていない。

【改善を要する点】

- 法学研究科実務法曹養成専攻、経済学研究科博士後期課程、理学研究科博士後期課程、多元数理科学研究科博士後期課程及び環境学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成29年度～令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、認証評価共

通基礎データ様式2のとおりであり、学士課程については実入学者数が大幅に入学定員を超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。大学院課程については、区分制博士課程の課程ごとの状況を考慮すると、以下の研究科において入学定員を大幅に下回っている。

[専門職学位課程]

- ・法学研究科：0.68 倍

[博士後期課程]

- ・経済学研究科：0.54 倍
- ・理学研究科：0.69 倍
- ・多元数理科学研究科：0.53 倍
- ・環境学研究科：0.57 倍

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、自己評価書提出時点には、文学部及び教育発達科学研究科の教育課程方針において教育課程における教育・学習方法に関する方針が、医学系研究科の一部の組織の教育課程方針において学習成果の評価の方針が明示されていなかったが、令和3年12月までに明示している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、自己評価書提出時点には、一部の研究科において、1単位当たりの時間数が必ずしも明示されているとは言えない状況だったが、令和4年1月までに各研究科において規定している。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い通則で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点には、研究指導計画を必ずしも明示しているとは言えない状況だったが、令和3年12月ま

でに次年度以降の各研究科の便覧の記載をより明確とすることを決定している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 15 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6－4－4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

すべての研究科において、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。なお、自己評価書提出時点には、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例について、規程上には明文化されていなかったが、令和 3 年 12 月までに明示している。

また、夜間において授業を実施している教育課程は、必要な配慮を行っている。

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式 6－5－1 のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式 6－5－2 のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式 6－5－3 のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式 6－5－4 のとおり整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点には、成績に対する異議申立て制度の整備が不十分だったが、令和3年12月までに、規則を改正し整備している。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、全学における教員免許の取得状況は、根拠資料6-8-1-01_(00)のとおり、医学部保健学科における資格の取得状況は、根拠資料6-8-1-01_(08)のとおり、就職及び進学の実績は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。